

室蘭基署発 0825 第 2 号
平成 29 年 8 月 25 日

各 位

室蘭労働基準監督署長



平成 29 年度「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」の実施について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、粉じん障害防止対策につきましては、昭和 56 年以降、7 次にわたり作業環境管理、作業管理、健康管理及び労働衛生教育の普及・定着を図るため、粉じん障害の防止を図るための総合対策を推進しており、平成 25 年度からは「第 8 次粉じん障害防止総合対策」を推進しているところであります。

しかしながら、北海道労働局管内におきましては、いまだじん肺の新規有所見者が発生し、当署管内においても、じん肺健康診断の未実施、呼吸用保護具の未着用など粉じん障害防止のための基本的事項が実施されていない状況がみられます。

また、これまで粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則において粉じん作業として定められていなかった、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業等についても粉じん作業として定められ、全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施、呼吸用保護具の使用及びじん肺法に基づく健康診断等が必要となる「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則」の一部が改正され、平成 29 年 6 月 1 日から施行されています。（詳細は別添リーフレットをご参照ください）

そこで、本年度も、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「粉じん障害防止総合対策強化月間」と定め、粉じん障害防止対策が着実に推進されるよう、別添の「平成 29 年度粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱」により本月間を実施することといたしました。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、パトロールの実施等各種行事の開催、傘下会員事業場や協力会社等への周知、啓発及び指導等につきまして、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当：室蘭労働基準監督署
第三方面
電話：0143-23-6131

平成 29 年度 粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱

主 唱 北 海 道 労 働 局
労働基準監督署（支署）

1 趣 旨

北海道において、平成 28 年にじん肺管理区分の決定を受けた 169 人のうち、療養を要する管理区分 4 及び合併症と決定された者は 32 人、また、現に粉じん作業に従事している労働者で新たにじん肺の所見があった者は 2 人と、じん肺で療養を要する者及び新規有所見者が今なお発生しています。

また、依然としてじん肺健康診断の未実施、呼吸用保護具の未着用等基本的な事項が実施されていない等の問題が認められます。

このため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を推進期間とした「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん障害を防止するための総合的な対策を推進しているところです。

その一環として、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、関係者において粉じんの有害性を再認識し、粉じん障害防止対策のより一層の徹底が図られるよう、行政機関、関係団体、事業者のそれぞれが役割を果たし、かつ連携して取り組むこととします。

2 実施期間

平成 29 年 9 月 1 日～9 月 30 日

3 重点事項

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断作業に係る対策の推進

- ①粉じん作業であることの周知（作業場の見やすい場所に「粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具を使用する必要があること。」等要旨の掲示）
- ②「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る対策の推進

- ①特定粉じん発生源に係る局所排気装置・除じん装置等の設置
- ②「検査・点検責任者」の選任と局所排気装置等の検査及び点検、補修の実施、
- ③作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく作業環境改善措置の徹底
- ④特別教育の徹底
- ⑤「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
- ⑥たい積粉じん清掃責任者の選任とたい積粉じん除去のための清掃の推進

(3) ずい道等建設工事に係る対策の推進

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 平成 20 年 3 月一部見直し。）に基づき、

- ①粉じん対策に係る計画の策定
- ②粉じん発生源対策の実施
- ③換気装置による換気の実施等
- ④粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- ⑤防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具の常時使用
- ⑥特別教育及び呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施
- ⑦発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の徹底

(4) 離職後の健康管理の推進

「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配付による離職後の健康管理の周知徹底、離職者に対する最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等の提供

4 北海道労働局が実施する事項

- (1) 本月間を関係者に周知する。
- (2) 労働災害防止団体及び関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。
- (3) 各種会議等で関係者に本要綱に基づく事項の実施を指導する。

5 労働基準監督署（支署）が実施する事項

- (1) 本月間を関係者に周知する。
- (2) 管内の労働災害防止団体の分会、関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。
- (3) 集団指導、個別指導及び監督指導等を行う。

6 労働災害防止団体、関係事業者団体等が実施する事項

- (1) 本月間を会員事業場に周知する。
- (2) 関係事業場へのパトロール等を実施する。
- (3) 粉じん障害防止のための説明会、健康相談等を実施する。

7 事業者が実施する事項

- (1) 本月間の実施について関係労働者に周知する。
- (2) 経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び職長などの現場監督者等による粉じん作業場のパトロールの実施による総点検を実施し、本要綱3に掲げる重点事項をはじめとして、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に係る粉じん対策の徹底を図る。
- (3) 労働基準監督署（支署）、労働災害防止団体及び関係事業者団体等が開催する粉じん障害防止のための説明会等に積極的に参加する。
- (4) 粉じん作業従事者、作業指揮者に対し、粉じんの有害性に係る認識を徹底させるための労働衛生教育を実施する。
- (5) 毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施する。
- (6) じん肺有所見者に対し、じん肺の進行を防止するため、産業医や地域産業保健センターの医師等による保健指導及び「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け基発第70号）に基づく健康管理教育を実施する。
さらに、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行う。
- (7) 平成29年4月11日施行の「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の改正内容の徹底を図る。

○ 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業について、全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施（別表第1）、呼吸用保護具の使用（別表第3）、じん肺法に基づく健康診断の実施等の粉じん則及びじん肺則について所要の改正が行われたことについて、関係労働者に周知徹底する。

○ 屋外において手持動力工具を用いて鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業について、呼吸用保護具の使用（別表第3）について関係労働者に周知徹底する。

○ 金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放路に投げ入れる作業について、呼吸用保護具の使用（別表第3）を関係労働者に周知徹底する。

【呼吸用保護具(防じんマスク)の使用範囲拡大について】

鉱物運搬船倉内の清掃作業等に 呼吸用保護具の着用が必要になりました

平成29年6月1日より、「粉じん障害防止規則」および「じん肺法施行規則」が改正され、以下の3種の作業について、新たに措置が必要となりました。

作業
内容

鉱物等※を運搬する船舶の船倉内での、鉱物等※のかき落とし・かき集め作業に伴う清掃作業

※ 湿潤な鉱物等は除きます。

【措置1】

休憩設備の設置などの実施

【措置2】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

【措置3】

じん肺法に基づく健康診断

【措置4】

じん肺健康管理実施状況報告の提出

作業
内容

屋外において、手持式動力工具を用いて鉱物等を破砕または粉砕する作業

【措置】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

作業
内容

金属その他無機物を製錬または溶融する工程で、土石・鉱物を開放炉に投げ入れる作業

【措置】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

このリーフレットに関する詳細は、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成29年6月